

安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(安芸高田市附属機関設置条例の一部改正)

第 1 条 安芸高田市附属機関設置条例(令和 6 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)

別表(第2条関係)

執行機関	附属機関	担任する事務
市長	(略)	
	安芸高田市ひろしまの森づくり事業推進協議会	ひろしまの森づくり事業の実施に対する透明性の確保や事業効果などの検証に関する事項について審議すること。
	安芸高田市起業支援事業補助金審査委員会	安芸高田市起業支援事業補助金に関する交付の申請の内容について審査すること。
	(略)	
教育委員会	安芸高田市統合中学校新設及び吉田小学校移転基本構想・基本計画策定委員会	統合中学校新設及び吉田小学校移転に関する計画の策定について審議すること。
	安芸高田市教育支援委員会	児童生徒等の就学措置等について調査審議すること。
	(略)	

別表(第2条関係)

執行機関	附属機関	担任する事務
市長	(略)	
	安芸高田市ひろしまの森づくり事業推進協議会	ひろしまの森づくり事業の実施に対する透明性の確保や事業効果などの検証に関する事項について審議すること。
	(略)	
教育委員会	安芸高田市教育支援委員会	児童生徒等の就学措置等について調査審議すること。
	(略)	

(安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
本則 (略)		本則 (略)	
別表(第2条、第3条関係)		別表(第2条、第3条関係)	
1 委員会の委員等 (略)		1 委員会の委員等 (略)	
2 附属機関の委員等		2 附属機関の委員等	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
(略)		(略)	
ひろしまの森づくり事業推進協議会委員	日額 7,000 円	ひろしまの森づくり事業推進協議会委員	日額 7,000 円
起業支援事業補助金審査委員会委員	日額 13,000 円		
(略)		(略)	
市営住宅管理審議会委員	日額 7,000 円	市営住宅管理審議会委員	日額 7,000 円
		高宮若者定住化推進に関する審査委員会委員	日額 7,000 円
		市営若者定住促進住宅管理審議会委員	日額 7,000 円
		市営若者定住促進住宅入居者選定委員会委員	日額 7,000 円
(略)		(略)	
給食センター運営委員会委員	日額 7,000 円	給食センター運営委員会委員	日額 7,000 円
統合中学校新設及び吉田小学校移転基本構想・基本計画策定委員会委員	日額 7,000 円		
(略)		(略)	
3 附属機関以外の委員等		3 附属機関以外の委員等	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
(略)		(略)	

鳥獣被害対策実施隊員	日額 8,000 円を超えない範囲内で市長が別に定める額	鳥獣被害対策実施隊員	日額 8,000 円を超えない範囲内で市長が別に定める額
緊急銃猟実施員	日額 30,000 円		
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。